

# 建設業法による変更届等の手引

## (変更届出書編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和6年4月

愛知県都市・交通局 都市基盤部都市総務課  
建設業・不動産業室

<提出先、問い合わせ先は、裏面をご覧ください。>

**「建設業許可に関するよくある質問と回答」  
を併せてご確認ください！**

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>

## 許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知 事 許 可	名古屋市の区域	県庁（自治センター２階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室  〒460-8501 名古屋市中区三の丸３－１－２	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎５階）  〒460-0001  名古屋市中区三の丸２－６－１	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所  〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切１－４	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎６階） 〒496-8533 津島市西柳原町１－１４	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所  〒475-0828 半田市瑞穂町２－２－１	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎６階）  〒444-0860 岡崎市明大寺本町１－４	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所  〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺１２４	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所  〒471-0867 豊田市常盤町３－２８	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所  〒441-1354 新城市片山字西野畑５３２－１	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所  〒440-0801 豊橋市今橋町６	0532-52-1312

許可を受けたあとの届出等一覧

**提出部数** : 正本1部 及び 副本1部の計2部(副本は写し可)

届出事項	提出期限	記載例
商号又は名称の変更	<b>事実発生後 30日以内</b> <small>(役員等の変更の内、株主等の変更については、変更を覚知してから30日以内)</small>	3ページ
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更 ※1		4ページ
営業所の新設、廃止 ※1		5ページ
資本金額(出資総額)の変更		8ページ
役員等の変更 ※2 (就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更 等)		10ページ
個人業者(事業主)の氏名の変更		11ページ
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更 (氏名の変更、新任、退任)		11ページ
令第3条に規定する使用人の変更	<b>事実発生後 2週間以内</b>	11、15ページ
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更(氏名の変更を含む)		12、18、19ページ
専任技術者の変更(氏名の変更を含む) 【区分2】専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 (同一営業所内) 【区分3】専任技術者の追加 【区分4】専任技術者の交替に伴う削除 【区分5】専任技術者が置かれる営業所のみの変更		4、12、20から 25ページ)
健康保険等の加入状況(加入状況の変更) ※3		28ページ
健康保険等の加入状況(従業員数のみの変更)		<b>每事業年度経過後 4月以内</b>
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除(交替者がいない場合)、欠格要件該当	<b>事実発生後 2週間以内</b>	29ページ
廃業(建設業の廃業)	<b>廃業事由から 30日以内</b>	30ページ

※1 既存の営業所の所在地変更、営業所の新設の届出時には、営業所の確認資料(営業所の写真(35ページ参照))の提出が必要です。



明書	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証	常勤役員等の略歴書	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	専任技術者証明書	実務経験証明書	指導監督的実務経験証明書	資格者証	監理技術者資格者証の写し	卒業証明書/大臣認定証	届出書	変更届出書(第一面)	常勤性の確認資料(32ページ)	経営業務管理責任者としての経験確認資料(31ページ)
	7号	別紙	7号の2	別紙一	別紙二	8号	9号	10号				22号の3	22号の2		

△印が付いている様式については、下記注釈をよくご覧ください。

△1:個別に必要なものを添付又は提示(22、23ページ参照)

△2:担当業種が変わらない場合は不要

. . . 専任常勤技術役員等及び経営業務の常勤役員等(経営業務の管理責任者等)を直接に補佐する者	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)	○	○											○	○	○
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更			○	○	○								○	○	○
	専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更(同一営業所内) 【区分2】 専任技術者の追加【区分3】						○	△1	△1	△1	△1	△1		△2	○	
	専任技術者の交替に伴う削除【区分4】						○							○		
	専任技術者が置かれる営業所のみの変更【区分5】						○							○	○	
	経営業務の管理責任者の削除(複数人いた場合) 専任技術者の削除(交替者がいない場合) 欠格要件該当												○	○		

**常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更については、事前にご相談ください。**

**本人確認を要する手続**

役員等の変更(常勤⇔非常勤)	<b>経営業務の管理責任者等・専任技術者の常勤性の確認を伴う場合を除く</b> ※当該常勤正確認資料により本人確認ができるため。	①許可通知書、許可申請書副本、届出書副本のいずれか【 <b>原本提示</b> 】 ②①が提示できない場合 ア 事業所名が確認できる健康保険証【 <b>原本提示</b> 】(代表者(事業主)以外の方でも可) イ アが提示できない場合 ・法人の場合 登記事項証明書(3か月以内)【 <b>原本提示</b> 】に記載された役員の健康保険証【写しの提示】 ・個人事業主の場合 事業主本人の健康保険証等、本人の身分確認ができるもの【 <b>原本又は写しの提示</b> 】
営業所の廃止		
既存営業所の名称、所在地又は業種の変更		
廃業(理由が建設業の廃業のとき)		



## 営業所の名称、所在地又は業種の変更

## 専任技術者の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)  
000006

該当する番号を○で囲みます。

### 変更届出書 (第一面)

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
 建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

令和 Δ 年 ○ 月 × 日

不要の文字を消します。

愛知県知事 殿  
大臣 コード  
届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号  
ナゴヤコーポレーション(株)  
代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日 平成 29 年 12 月 03 日

項番 3 5 2 3 国土交通大臣 許可(般-29) 第 012345号

許可番号 3 5 2 3 法人番号 3 6 1 0 0 0 2 0 2 3 0 0 6

変更の生じた年月日を記載します。

変更の理由を記載します。

営業所の名称を記載します。

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を記載します。

専任技術者について、担当業種が変わらない場合は、記載する必要はありません。

変更前、変更後を対比させて記載します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	名古屋市中区出来町二丁目8番	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号	令和Δ年○月×日	主たる営業所の移転
営業所の業種	土木・建築	土木	令和Δ年○月×日	主たる営業所の業種廃止
専任技術者	名古屋 豊	名古屋 豊	令和Δ年○月×日	本店 ←
営業所の名称	開南営業所	西三河営業所	令和Δ年○月×日	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	令和Δ年○月×日	西三河営業所の業種追加
専任技術者		一宮 義道	令和Δ年○月×日	西三河営業所

**上記の記載例の説明**  
 主たる営業所の専任技術者は、建築の担当者と土木の担当者が同じ場合で、担当業種を変更する場合、西三河営業所の専任技術者は、建築の担当者を新たに追加する場合。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容

#### 提出先について

主たる営業所の移転に伴い、管轄の窓口が変更となる場合は、変更届出書は移転する【前】の管轄の窓口へ提出してください。

市区町村に続く町名、街区以下を記入します。「丁目」「番」「号」等は「-」(ハイフン)で記入します。

所在にマンション名等がある場合はマスを空けずに続けて記載します。「棟」や「号室」等はハイフンで省略せずにそのまま記載してください。

変更があった場合、市区町村コード(手引(申請手続編)45ページ参照)を記入します。

変更があった場合記入します。

商号又は名称 3 7  
代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 8  
代表者又は個人の氏名  
主たる営業所の所在地市区町村コード 3 9 2 3 1 0 6 都道府県名 愛知県 市区町村名 名古屋市中区  
主たる営業所の所在地 4 0 三 の 丸 二 - 3 - 2 番 2 号 愛 知 2 0 3 号  
郵便番号 4 2 4 6 0 - 0 0 0 1 電話番号 0 5 2 - 9 6 1 - 7 2 1 1  
資本金額 (千円)

#### 添付書類

##### [1] 営業所の所在地の変更 P35参照

営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)(住居表示のみの変更の場合は不要)

- ①営業所の外観(建物の全景がわかるもの)  
※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのもも必要
- ②営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの
- ③営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
- ④建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)  
・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載  
・写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有、賃貸借等)

- (1)法人の「主たる営業所」の所在地が登記上の本店所在地と同一の場合、個人事業主の「主たる営業所」の所在地が住民票の住所と同一の場合、営業所の写真の他に、以下の書類が必要  
 [法人] 変更日の記載されている登記事項証明書(履歴事項全部証明書)  
 [個人] なし(住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、外国人住民の方は、住民票の提示が必要です。))
- (2)「従たる営業所(支店等)」の所在地変更の場合は、営業所の写真、上記(1)に記載のある添付書類の他に、変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)

##### [2] 営業所の業種の変更(すでに許可を受けている業種に限る。)

・変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)  
 ※別添付で専任技術者の変更(追加)届または届出書が必要になります。

**営業所の新設、廃止**      **専任技術者の変更**

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)  
0 0 0 0 6

該当する番号を○で囲みます。

**変更届出書**  
(第一面)

下記のとおり、  
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名  
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 役員等の氏名 (9) 建設業法第7条第2号、建設業法第14条第2号  
 について変更があったので届出をします。

不要の文字を消します。

中部地方整備局長 愛知県知事 殿  
 大臣 ロード  
 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号  
 ナゴヤローボーション(株)  
 届出者 代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日  
 項番 3 5 3 9  
 国土交通大臣 許可(般 輸) 第 〇 2 第 〇 1 2 9 4 6 号  
 許 可 番 号 3 5 3 9  
 法 人 番 号 3 6 1 0 0 0 2 0 2 3 0 0 6

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称		一宮営業所	令和〇年〇月〇日	営業所の新設
営業所の所在地		一宮市今伊勢町本神戸字立別1丁目4番	令和〇年〇月〇日	〃
営業所の業種		建築・内装仕上	令和〇年〇月〇日	〃
令第3条に規定する使用人		一宮営業所長 山田 太郎	令和〇年〇月〇日	〃
専任技術者		一宮 誠道	令和〇年〇月〇日	一宮営業所
営業所の名称	海部営業所		令和〇年〇月〇日	営業所の廃止
営業所の業種	管		令和〇年〇月〇日	〃
令第3条に規定する使用人	海部営業所長 田中 次郎		令和〇年〇月〇日	〃
専任技術者	津島 良広		令和〇年〇月〇日	海部営業所

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

商号又は名称 3 8 23 28 33 38 43 48 53 58 63 68 73 78 83 88 93 98

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 24 29 34 39 44 49 54 59 64 69 74 79 84 89 94 99

**添付書類**

- [1] 営業所の新設(令第3条に規定する使用人、専任技術者が新たに必要です。)**
- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
  - 誓約書(様式第六号)
  - 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
  - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査(様式第十三号)
  - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
  - 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。)を持参(原本提示)してください。)
  - 新たに置かれる専任技術者証明書(様式第八号 区分「3」)
  - 健康保険等の加入状況(様式第七号の3)
  - 営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの) P35参照
    - 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)  
※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したものも必要
    - 営業所の名称が確認できる入口付近を写したのもの
    - 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
    - 建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)
  - 写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載
  - 写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例: 自己所有、賃貸借等)
- [2] 営業所の廃止**
- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
  - 専任技術者証明書(様式第八号 区分「5」)または届出書(様式第二十二号の三)
  - 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)



変更届出書(第二面)  
様式第二十二号の二

営業所の業種の変更、従たる営業所の所在地の変更及び名称の変更、従たる営業所の新設及び廃止の場合に添付します。  
(上記以外の届出の場合は添付不要です。)  
届出事項に関わる営業所(業種については主たる営業所を含みます。業種以外は様式第二十二号の二(第一面))のみを記載します。様式第1号別紙二とは取り扱いが異なりますので注意してください。

(用紙A4)

(第二面)

c. 従たる営業所の業種変更の場合

区分 項番 3  
8 1 2 ( 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の  
新設 4. 従たる営業所の  
廃止  
大臣コード

許可番号 項番 3  
8 2 2 3 愛知県知事許可(一般) 0 2 第 5 0 1 2 3 4 5 号 令和 11 0 2 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ ニシミカワエイギョウシヨ

従たる営業所の称 項番 3 8 4 西 三 河 営 業 所 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村 項番 3 8 5 2 0 3 都道府県名 愛知県 市区町村名

従たる営業所の所在地 項番 3 8 6 今 伊 勢 町 神 戸 字 立 切 1 - 4 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 8 7 4 9 1 - 4 0 5 3 電話番号 項番 3 8 8 6 8 6 - 7 2 - 1 4 1 1

営業しようとする建設業 項番 3 8 8 1 1 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特 定 )

変更前 項番 3 8 8 1 1

営業所の業種 又は 従たる営業所の所在地の変更の場合は「2」を従たる営業所の新設の場合は「3」を従たる営業所を廃止した場合は「4」をそれぞれ記入します。

区分が異なる場合はそれぞれ別の用紙を添付します。

「内容」の欄は変更のあった項目についてのみ変更後の内容を第一面にならって記載します。

「営業しようとする建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業しようとする建設業を上段に、従前の営業業種を「変更前」欄に一般(「1」と)と特定(「2」)に区分して書きます。

(第二面)

d. 従たる営業所の新設の場合

区分 項番 3  
8 1 3 ( 2. 営業しようとする建設業  
又は従たる営業所の所在地の変更 ) 3. 従たる営業所の  
新設 4. 従たる営業所の  
廃止  
大臣コード

許可番号 項番 3  
8 2 2 3 愛知県知事許可(一般) 0 2 第 5 0 1 2 3 4 5 号 令和 11 0 2 年 1 2 月 0 3 日

(従たる営業所)

フリガナ イチノミヤエイギョウシヨ

従たる営業所の称 項番 3 8 4 一 宮 営 業 所 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村 項番 3 8 5 2 0 3 都道府県名 愛知県 市区町村名 一宮市

従たる営業所の所在地 項番 3 8 6 今 伊 勢 町 神 戸 字 立 切 1 - 4 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 項番 3 8 7 4 9 1 - 4 0 5 3 電話番号 項番 3 8 8 6 8 6 - 7 2 - 1 4 1 1

営業しようとする建設業 項番 3 8 8 1 1 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特 定 )

変更前 項番 3 8 8 1 1

e. 従たる営業所の廃止の場合

項番81、82、84、88の下段を記載します。6ページ下段参照



株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
→ 愛知 次郎	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	160株 ←
乙野 太郎	名古屋市中新栄2丁目2番24号	80株
丙野 三郎	居所 名古屋市千種区月ヶ丘17番 東京都新宿区西新宿2-8-1	40株
(株) 愛知名古屋建設	名古屋市中央区栄二丁目4番5号	20株
自己株式（自社で保有する自社株式）は、議決権がないため本様式に記載する必要はありません。		
相続等により新たな株主が決まっていない場合（遺産分割協議中など）には、未確定の株については記載せず、届出時点で確定している分のみを記載します。 なお、所有者が確定した際にも、変更届の提出が必要になる場合があります。		

株式会社の場合は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、その他の法人の場合は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている方全員について記載します。

以下のとおり、株数または出資額のいずれかを書きます。  
**株式会社(特例有限会社を含む)の場合は株数で書いてください。**  
持分会社の場合は出資額を書いてください。  
単位(株、円)も書きます。

記載要領  
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

**役員等の変更**

様式第二十二号の二 (第八号)

退任、辞任、常勤から非常勤へ変更した役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届も必要となります。(不在の期間が発生すると許可が取り消されますので注意してください。)

該当する番号を○で囲みます。

**変更届出書 (第一面)**

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
 について変更があったので届出をします。

令和△年○月×日

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号  
 ナゴヤコーポレーション(株)  
 届出者 代表取締役 名古屋 太郎

登記事項証明書に記載されている変更の理由を書きます。

愛知県知事 殿  
 大臣 コード  
 許可番号 項番 3 5 2 9  
 愛知県知事許可(一般-02)第 0 1 2 3 4 5 号  
 許可年月日 令和 0 2 年 1 2 月 0 9 日  
 法人番号 3 6 1 0 0 0 2 0 2 3 0 0 0 6

変更の生じた年月日を書きます。

**a. 就退任の場合**

「役員等の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 甲野 一郎	株主等 乙野 太郎	令和△年○月×日	退任
〃	〃	株主等 丙野 三郎	令和△年○月×日	追加
〃	取締役 丙野 三郎	株主等 丙野 三郎	令和△年○月×日	退任
〃	代表取締役 甲野 四郎	〃	令和△年○月×日	〃
〃	〃	顧問 甲野 四郎 (非常勤)	令和△年○月×日	就任
〃	〃	取締役 乙野 五郎 (非常勤)	令和△年○月×日	〃

1名につき1行使って書きます。

役員は退任するが、株主等として残る場合も記載します。

**添付書類**

- [1] 就任した場合
  - a 誓約書(様式第六号)
  - b 就任した役員等の住所、生年月日等の調書(様式第十二号)
  - c 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
  - d 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)
  - e 変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
  - f 株主調書(様式第十四号)(株主等に変動がある場合のみ)
  - g 役員等の一覧表(様式第一号別紙一)
- [2] 退任した場合
  - h 変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
  - i 役員等の一覧表(様式第一号別紙一)

法人の役員(取締役、無限責任社員など)でない者が、新たに株主等に該当する場合(追加)又は該当しなくなる場合(削除)に変更届が必要となります。株主等については個人に限るため、株主等が法人の場合は役員等の変更の届出は不要です。

非常勤の場合は、氏名の後ろに「(非常勤)」と記載します。ただし、株主等の場合は、「(非常勤)」の記載は不要です。

[1][2]について、顧問、相談役、株主等の場合は、c,d,eの証明書は不要です。また、役員は退任するが、株主等として残る場合は、a~dの様式は不要です。

**b. 代表者の交代の場合**

**常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更の場合**

濁点、半濁点も同じマスに記入します。

姓と名の間を1マス空けます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	取締役 甲野 一郎	令和△年○月×日	退任
〃	〃	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	就任
代表者の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	代表者の交代
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年○月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)

◎【入力事項】  
 代表者又は個人  
 の氏名のフリガナ 3 9 オ ツ ノ ジ ロ ク  
 代表者又は個人  
 の氏名 4 0 乙 野 二 郎

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

代表者の就退任に伴い、表示上の代表者を交代する場合に記載します。

**添付書類**

- ・変更日の記載されている履歴事項全部証明書(閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。)
- ・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)及び常勤役員等の略歴書(様式第七号別紙)

登記簿上の代表者が複数いる場合は、表示上の代表者を変更する時に記載します。

**c. 常勤 ↔ 非常勤の場合**

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 丙野 三郎 (非常勤)	取締役 丙野 三郎	令和△年○月×日	非常勤から常勤
〃	取締役 丁野 四郎	取締役 丁野 四郎 (非常勤)	令和△年○月×日	常勤から非常勤

登記簿上の代表者が1人になる場合でも、表示上の代表者を変更する場合は、記載します。

**d. 婚姻等による氏名の変更の場合**

代表者に変更がある場合記入します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 愛知 三郎	取締役 丙野 三郎	令和△年○月×日	氏の変更

◎【入力事項】  
 代表者又は個人  
 の氏名のフリガナ 3 9  
 代表者又は個人  
 の氏名 4 0

**添付書類**

- ・変更日の記載されている履歴事項全部証明書(変更があった役員に住民票抄(謄)本又は戸籍抄(謄)本の提示が必要となる場合があります。)
- なお、顧問、相談役、株主等の場合は、証明書は不要です。
- ※ 婚姻等により氏名の変更があった方が、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届が必要となります。
- 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式七号の二 区分「2」、専任技術者については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

## 個人業者(事業主)の氏名の変更

## 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、専任技術者の変更

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

該当する番号を○で囲みます。

「事業主の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例)

ガ、バ

姓と名の間を1マス空けます。

(用紙A4)  
000006

### 変更届出書 (第一面)

不要の文字を消します。

下記のとおり、  
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

令和 Δ年 ○月 ×日  
名古屋市長 東区出来町二丁目8番1号  
名古屋組  
名古屋 一男

愛知県知事 殿  
大臣 閣下  
大府 閣下  
許可番号 3523 愛知県知事 許可(般特)第0123456号 令和 02年 12月 03日  
法人番号 36

個人事業の場合、空欄とします。

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
事業主の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	氏の変更
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)
専任技術者	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	本店

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 ナゴヤ カズオ

代表者又は個人の氏名 40 名古屋 一男

※住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、外国人住民の方は、住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)などが確認できるもの)が必要です。

また、変更をされる方が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者であった場合には、その変更届も必要となります。常勤役員等(経營業務の管理責任者等)については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式七号の二 区分「2」、専任技術者については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

所属する営業所の名称を書きます。

## 支配人(個人事業主で支配人を設けている場合)の変更

該当する番号を○で囲みます。

「支配人の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

下記のとおり、  
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号) について変更があつたので届出をします。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
支配人の氏名	鈴木 孝		令和Δ年○月×日	退任
支配人の氏名		佐藤 義男	令和Δ年○月×日	新任

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

### 添付書類

#### [1]新任した場合

- ・誓約書(様式第六号)
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日の調書(様式第十三号)
- ・後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- ・身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)
- ・変更日の記載されている支配人の登記事項証明書

#### [2]退任した場合

- ・変更日の記載されている支配人の登記事項証明書
- (注)変更前の支配人が常勤役員等(経營業務の管理責任者等)であった場合は、その変更が必要になります。

## 令第3条に規定する使用人の変更

該当する番号を○で囲みます。

「令第3条に規定する使用人」と書きます。

下記のとおり、  
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者 (建設業法第15条第2号)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第3条に規定する使用人	西三河営業所長 田中 守	西三河営業所長 伊藤 達	令和Δ年○月×日	退職のため

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

### 添付書類

- ・誓約書(様式第六号)
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書(様式第十三号)
- ・後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- ・身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍)などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)

## 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の変更

### 変更届出書 (第一面)

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
 建設業法第15条第2号  
 について変更があつたので届出をします。

記

#### a. 変更の場合

上段は法人、下段は個人の記載例。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年〇月×日	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和△年〇月×日	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

変更の生じた年月日を書きます。

#### b. 削除の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	/	令和△年〇月×日	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）
役員等の氏名	山田 一男	/	令和△年〇月×日	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

届出者が個人事業主の場合は、職名の記載は不要です。

## 専任技術者の変更

下記のとおり、  
 (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者  
 建設業法第15条第2号  
 について変更があつたので届出をします。

#### a. 追加の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	/	甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店 ←

所属する営業所の名称を記載します。

#### b. 担当業種の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店

#### c. 交替の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店

#### d. 交替ではない削除の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	/	令和△年〇月×日	本店

#### e. 営業所のみの変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店
専任技術者	丙野 三郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	春日井支店

#### 専任技術者変更の各例示の具体例

- a.追加の場合 … 営業所の新設 等
- b.担当業種の変更の場合 … 資格取得に伴い複数業種の専任技術者となる 等
- c.交替の場合 … 前任者の退任に伴う専任技術者の交代 等
- d.交替ではない削除の場合 … 営業所の廃止、前任者が退任したが後任の専任技術者不在のため許可業種の一部廃業 等
- e.営業所のみの変更の場合 … 主たる営業所と従たる営業所の人事配置変更(担当する許可業種は変更なし) 等



# 誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法大} \\ \text{分割承継法大} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法大} \\ \text{分割承継法大} \end{array} \right\}$  の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要のものを消します。

令和 △年 ○月 ×日

申 請 者 *名古屋市中区三の丸三丁目1番3号*  
~~譲 受 人~~ *愛知建設(株)*  
~~合併存続法大~~ *代表取締役 愛知 次郎*  
~~分割承継法大~~

愛知県知事 殿

法第8条各号に規定されている欠格要件については、建設業許可申請の手引(申請手続編10から11ページ)をよく読んで、該当する項目がないことを確認してください。

法人は**法務局に登記してある所在地**を書きます。  
 個人事業の方は**住民票の住所**を書きます。

## 記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left[ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$  については不要なものを消すこと



この様式に記載した方全員(顧問、相談役、株主等は除く)の、  
後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び身元(身分)証明書の添付が必要となります。  
ただし、既に役員又は令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

法定代理人の場合は、  
戸籍謄本等法定代理人の資格が確認できる資料(原本)を提示してください。

様式第十二号(第四条関係)

不要のものを消します。

許可申請者

法人の役員等  
本人  
法定代理人  
法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

職名を書きます。

・株式会社、特例有限会社の場合  
「代表取締役」  
「取締役」  
役員が株主等に該当する場合、職名欄に株主等であることの記載は不要。

・持分会社の場合  
「代表社員」  
「業務執行社員」

・個人の場合  
「事業主」

・その他  
「顧問」「相談役」  
「株主等」

※委員会等設置会社で執行役になっている場合は「執行役」と書きます。

※非常勤の場合は職名の後ろに(非常勤)と記載します(「株主等」の場合は記載不要)。

住所	春日井市鳥居松町3番地65		
氏名	甲野 一郎	生年月日	昭和 40年 11月 30日生
役名等	取締役(非常勤)		
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
	令和 Δ年 〇月 ×日	氏名	甲野 一郎

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は居所として、両方記載します。  
愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。  
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

- 「(法人の役員等) (本人 法定代理人 法定代理人の役員等)」については、不要のものを消す。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

◎「顧問」「相談役」「株主等」の場合は、「賞罰」の欄及び確認欄への記載は不要です。

### 居所の記載例

住所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所: 春日井市鳥居松町3番地65
----	----------------	-------------------

変更届出書(様式第二十二号の二)の変更後の欄に記載した営業所長、支店長及び支配人等について作成します。  
ただし、様式第7号別紙、様式第7号の2別紙、及び様式第12号に記載した方(株主等として記載した場合を除きます。)については、作成不要です。

この様式に記載した方全員の、後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び身元(身分)証明書の添付が必要となります。ただし、既に役員又は令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

様式第十三号(第四条関係)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

通勤を確認するための資料を求める場合があります。

様式第一号別紙二に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。

営業所長の場合は「〇〇営業所長」と書きます。  
支配人の場合は「支配人」と書きます。

住 所	豊橋市浜道町字桜5の6		
氏 名	豊橋 三郎	生 年 月 日	昭和 30 年 5 月 23 日生
営 業 所 名	豊橋営業所		
職 名	豊橋営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 Δ 年 〇 月 × 日		氏 名 豊橋 三郎	

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は**居所**として、**両方**記載します。愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。

賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領  
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

居所の記載例

住 所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所：豊橋市浜道町字桜5の6
-----	----------------	----------------









- ・ 営業所専任技術者の添付書類及び資格一覧表
- ・ 専任技術者証明書における建設工事の種類、 有資格区分のコード番号表

(一般建設業)

法第7条第2号の該当区分	資格の要件	添付書類等	建設工事の種類、有資格区分のコード番号表	
		専任技術者	専任技術者	
			建設工事の種類	有資格区分
			項番64	項番65
イ	・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 (例)〇〇高等学校土木科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	1	01
	・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校の所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方 (例)〇〇大学建築学科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +認定書の写し【添付】		
	監理技術者資格者証の写し【添付】			
ロ	10年以上の実務経験のある方	実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	4	02
		認定書の写し【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
ハ	特定の免許等のある方 (建築士、土木施工管理技士、〇〇技能士、〇〇基幹技能者等)	資格者証等の写し【添付】	7	[申請手続編]表6を参照
		資格者証等の写し【添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】		
		講習修了証の写し【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
	実務経験の緩和を適用される方	申請業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】		
		監理技術者資格者証の写し【添付】		
学校教育法による専修学校の専門課程の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方、又は、所定学科卒業後3年以上の実務経験のある方(専門士又は高度専門士の称号を付与されたものに限る)	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	99		
	監理技術者資格者証の写し【添付】			
国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技能を有すると認定した方	認定書の写し【添付】 (+監理技術者講習履歴)			

(特定建設業)

法第15条第2号の該当区分	資格の要件	添付書類等		建設工事の種類、有資格区分のコード番号表	
		専任技術者		専任技術者	
				建設工事の種類	有資格区分
				項番64	項番65
イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方、又は免許を受けた方 (例)一級建築士	資格者証等の写し【添付】		9	[申請手続編]表6を参照
	監理技術者資格者証の写し【添付】				
ロ	前ページのイ、ロ、又はハに該当する方のうち、 請負金額が4,500万円以上 (昭和59年9月30日以前のも は1,500万円以上、昭和59年以 降平成6年12月27日以前のも は3,000万円以上)	+ 前ページのイに該当 指導監督的実務経験	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	2	01
			監理技術者資格者証の写し【添付】		
	の元請工事について2年以上指 導監督的実務経験のある方 (金額はいずれも消費税及び地 方消費税を含む)	+ 前ページのロに該当 指導監督的実務経験	実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	5	02
			監理技術者資格者証の写し【添付】		
※ 契約書等の原本など、その 工事の内容(元請かどうか、 業種、工事内容、請負金額、 工期等)を確認できる書類の 提示が必要。 (ただし、監理技術者証を提 出する場合は、契約書等は 不要です。)	+ 前 指 導 — 監 督 的 ハ 実 に 務 該 経 当 験	資格者証等の写し【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	8	99	
		資格者証等の写し【添付】 + 実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
		申請書種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +技術的共通性を有する他業種の 実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
		卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】			
	監理技術者資格者証の写し【添付】				
ハ	国土交通大臣(旧建設大臣)	認定書の写し【添付】 (+監理技術者講習履歴)	3	03	
	に、イ又はロに掲げる方と同等	監理技術者資格者証の写し【添付】			
以上 の能力を有すると認定され た方		認定書の写し【添付】 (+監理技術者講習履歴)	6	04	
		監理技術者資格者証の写し【添付】			

## 【専任技術者の変更、追加、削除についての専任技術者証明書の記載要領】

◎区分毎に1枚ずつ作成します。

### ○区分2(専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更)

同一営業所内での変更の方、及び営業所を移動し担当業種又は有資格区分の変更がある方が該当します。

※ 営業所の一部業種の廃業(削除)に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の専任技術者として残る)場合にも該当します。

### ○区分3(専任技術者の追加)

新たに専任技術者となった方、氏名に変更のあった方(変更後の氏名)が該当します。

### ○区分4(専任技術者の交代に伴う削除)

営業所の専任技術者の変更に伴って削除される方、氏名に変更のあった方(変更前の氏名)が該当します。

- (注)・ 営業所を廃止し、その営業所の専任技術者が自社の他の営業所の専任技術者とならない場合は、様式第八号ではなく、届出書(様式第二十二号の三)により専任技術者の削除の届出をします。
- ・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の専任技術者として残る)場合には区分2の届出となります。
  - ・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い、**専任技術者を交代する場合は、専任技術者証明書ではなく届出書(様式22号の3)により元の専任技術者を削除します。**

### ○区分5(専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

専任技術者が置かれる営業所のみを変更し、担当業種、有資格区分には変更がない方が該当します。

※ 営業所を廃止し、その営業所の専任技術者が自社の他の営業所の専任技術者となる場合で、担当業種、有資格区分に変更がない場合も区分5に該当します。

(注) 担当業種、有資格区分が変更すると区分2の届出となります。

※ 区分2、3、5では**常勤性の確認書類**が必要となります。

営業所の専任技術者になられる方(個人事業主ご本人については不要です。)の【原則】健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)

(勤務先が特定できない健康保険組合の健康保険被保険者証、適用除外承認を受けた国民健康保険被保険者証(建設国保等)、後期高齢者医療被保険者証などの場合は、これらの写しに加えて、以下の①～④のいずれか【提示】)

◆①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。

- ① 厚生年金標準報酬額決定通知書(70歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ)の写し
- ② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し  
※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。
- ③ 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票の写し  
※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。
- ④ 雇用保険被保険者証の写し + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(被保険者区分が「1」のものに限る)  
※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。

\* 出向者の場合や住所(居所)が勤務を要する営業所から著しく遠い場合等、**追加で確認資料を求めることがあります。**  
(申請手続編P22参照)



○この証明書は特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号の該当区分が(ロ)に該当した方について作成します。

○建設工事の種類、技術者、証明書、当時の使用者ごとに各々別紙に作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額(消費税及び地方消費税を含む)が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請負金額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

様式第九号の記載要領に準じて書きま

様式第七号(第十三条関係)

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**水道施設** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 20 日

従事した工事現場において就いていた地位を書きます。

名古屋市区清水5丁目6番9号  
証明者 城北建設(株)  
代表取締役 山本 弘

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。「元使用人」以外の例として、「法人の役員」「使用人」「第三者(同業者)」等があります。

被証明者との関係 元使用人

技術者の氏名	山本 良男	生年月日	昭和36年6月24日	使用された期間	令和 2 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	城北建設株式会社				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
名古屋市	120,000 千円	現場副所長	犬山取水揚取水施設工事	令和 2 年 4 月から 令和 3 年 2 月まで	
〃	160,000 千円	〃	春日井浄水揚浄水施設工事	令和 3 年 11 月から 令和 4 年 10 月まで	
〃	51,600 千円	〃	鍋屋上野浄水揚地内水道管布設工事	令和 5 年 8 月から 令和 6 年 1 月まで	

請負契約の相手方の名称を書きます。

指導監督的な実務に従事した期間を書きます。単に契約工期を書くものではありません。

※ 確認書類が必要となります。  
証明書に記載する工事について記載内容の確認ができる契約書(原本)、又は、注文書(原本)及び請書(控え)を持参してください(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期などを確認します)。この方法以外での確認(注文書のみ等)は認められません(発注証明書での確認も認められません)。

指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的実務経験は認められません。

経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。

使用者の証明を得ることができない場合は、その理由を書きます。  
記入例  
1. 使用者が行方不明のため  
2. 使用者が解散したため  
3. 使用者が死亡したため  
など

この場合の経験年数は各々の工事の経験年数を片落計算して算出します。使用された期間ではありませんので注意してください。

使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 2 年 2 月
-------------------------	--	--	--	----	-----------

- 記載要領
- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
  - 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
  - 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請事名等を具体的に記載すること。
  - 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

変更の届出の場合、「(2)」に○をつけ、「申請者」を消します。

健康保険等の加入

健康保険等の加入状況の変更

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

令和 ○ 年 △ 月 × 日

愛知県知事 殿

不要の文字を消します。

申請者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知建設(株)  
届出者 代表取締役 愛知 次郎

許可年月日

許可番号 愛知県知事 許可(一般特一〇二)第〇12345号 令和〇2年12月03日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	(25人 5人)	1	1	1	77アアア99999	77アアア99999
豊橋営業所	(6人 0人)	1	1	2	2330199999-000	77アアア99999
	( )人					77アアア99999
	( )人					77アアア99999
合計	(31人 5人)					

加入は「1」、適用除外は「2」、一括適用の承認に係る営業所、継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入します。

「営業所一覧表」(様式第一号別紙二、第二十二号の五別紙二、様式第二十二号の七別紙二、様式第二十二号の八別紙二、様式第二十二号の十別紙二)に記載した順に記入します。

役員又は個人事業主を含め、名称や雇用形態に関わらず全ての従業員数を記入(保険に加入している人数ではありません。非常勤の役員、従業員等も含みます。)( )内には、役員又は個人事業主(個人事業主の同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記入します。

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記入。

一括適用の承認に係る営業所ではない場合で、当該営業所が小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続きを行っている場合は、当該営業所について、加入有「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は、本店に記入した内容と同一の内容を記入します。

雇用保険の労働保険番号を記入します。

全ての営業所の従業員数の合計を記入します。営業所が1か所しかない場合も記入します。

保険加入の有無に「2」(適用除外)を記入する場合の例

- ◆健康保険
  - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
  - ・健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合
- ◆厚生年金
  - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
- ◆雇用保険
  - ・法人で役員(取締役等)以外の従業員を雇用していない場合
  - ・個人事業主で、事業主本人および事業主の同居親族以外の従業員を雇用していない場合

※上記の例以外にも、適用除外となる場合があります。詳しくは、健康保険・厚生年金については所管の年金事務所、雇用保険については所管の公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。

【確認資料】

- ◆健康保険・厚生年金保険
  - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し【提出】又は「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し【提出】又は「納入証明書」(原本)【提出】
  - ※申請時3か月以内のもの。
- ◆雇用保険
  - 自社で申告納付の場合
    - ・申請時直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(控えの写し) 及び 下記①～③のいずれかを【提出】
    - ①保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し ②「領収済額通知書」の写し ③「納付済額証明書」(原本)
  - 労働保険事務組合に委託している場合
    - ・申請時直近の事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」(写し)【提出】 及び 保険料の納入に係る「労働保険料等領収書」(写し)【提出】

変更の届出(平成28年6月1日以降の変更分から)

- ◆次の場合は、変更の事実発生後2週間以内に本様式により変更の届出をすること
  - ①保険加入の有無に変更があった場合 ②新たに営業所を追加した場合 ※営業所の移転等に伴い、事業所整理番号のみが変更した場合の届出は不要です。
- ◆従業員数に変更が生じた場合(上記①②に該当する場合を除く)は、毎事業年度経過後4月以内に本様式により届出をすること





## 確認資料（提出又は提示）

○：必要書類(省略不可) 提出又は提示

△：1～3のいずれか(複数の組み合わせ可)で証明に必要な期間を確認できる書類を提出又は提示

項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。)	提出 又は 提示	摘要	
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）  経営業務の管理責任者としての経験内容の確認（地位、職務、年数、業種等）	1  （建設業の経験者でない） （建設業の経験者でない）	<b>a 及び b の書類</b> を必要年数分 a 確定申告書(控え:第一表から、収支内訳書又は青色申告決算書等一式添付のもの) + 所得証明書(原本、市区町村発行のもの)を必要年数分【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】+ 入金(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aの書類は、確定申告書と所得証明書の両方が必要となります(ただし、所得証明書が発行機関の理由により持参することができない方は事前に申請窓口にご相談してください。) ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
	2  （建設業の経験者でない） （建設業の経験者でない）	<b>a 及び b の書類</b> を必要年数分 a 登記事項証明書(履歴事項全部証明書、証明期間中の必要年数について、法人の目的および継続して役員であったことが確認できるもの)【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 + それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】+ 入金(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aについて、変更等されている場合、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。 ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
	3  （建設業の経験者を含む） （建設業の経験者を含む）	過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合 過去に経営業務の管理責任者として証明されていない場合 ・個人事業主(支配人を設置した場合) ・法人の役員 ・令第3条の使用人 ・支配人	過去に経営業務の管理責任者として証明されていることが確認できる以下の書類【提示】 ・許可申請書副本又は経営業務管理責任者証明書(様式第7号)(変更届)の副本 経営業務の管理責任者としての経験年数を確認できる申請書類(副本)等【提示】	△

## <請負確認方法について>

(1) 次の場合については b の書類について、「年1件」の確認でも足りるものとします。

### 個人の事業主の経験

確定申告書の記載内容から年間を通じて建設業を営んでいたことが明らかな場合  
(※33 ページの図でご確認ください。)

### 法人の役員の経験

経験を確認しようとする期間すべてにおいて、登記事項証明書の目的欄に、建設業の業種に関する事項が記載されており、当該業種の建設業を営んでいると確認できる場合

※目的が変更されており、目的に建設業に関する事項が記載されていない期間も含んで経験を確認する場合は、年1件ずつの請負確認にはできません。

※目的欄に記載されている業種以外の請負実績を持参する場合、年1件の請負確認にはできません。

例：目的が「管工事業」の場合 → 管工事業の実績であれば年1件の確認にできます。

目的が「給湯器の設置工事」の場合 → 給湯器の設置工事の実績であれば年1件の確認にできます。

(※施工をすることまで目的に記載されていないと年1件の請負確認にはできません。)

目的が「給湯器の販売」の場合 → 年1件の確認にはできません

目的が「給湯器の販売、施工」の場合 → 給湯器の設置工事であれば年1件の確認にできます。

(2) 上記に該当せず、前ページ a の書類の内容に不備がある場合

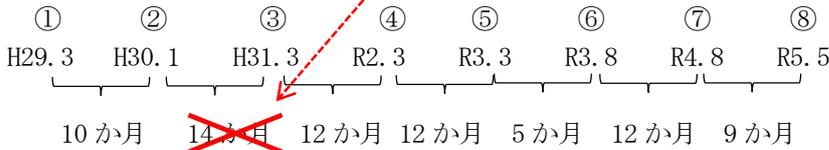
◇請負確認方法 (建設業の許可を受けていない業者での経験)		<確認方法>
a 及び b の書類を必要年数分		
a	個人の事業主経験	<p><u>確定申告書</u> (控え：第一表から、収支内訳書又は 青色申告決算書等一式添付のもの) + <u>所得証明書</u> (原本、市区町村発行のもの)</p> <p><u>登記事項証明書</u> (証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)</p>
	法人の役員経験	
b	<p>該当年に施工した次の①、②、③のいずれか (工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。)</p> <p>①契約書 ②注文書+それに対応する請書控 ③注文書、請書控、請求書のいずれか+入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)</p>	<p><u>確定申告書の不備や法人の目的に関わらず、b ①～③のいずれかの書類で確認できた請負と次の請負との間隔が 12 か月を超えない場合、その間を連続した請負期間として認定します (片落ち計算)。</u></p> <p>この間隔が 12 か月を超えなければその間の月数を経験として認めます (片落ち計算)。</p> <p>(例) 請求書+入金確認 (その1)</p> <p>①      ②      ③      ④      ⑤      ⑥</p> <p>H30.12   R1.12   R2.12   R3.12   R4.12   R5.12</p> <p>12か月   12か月   12か月   12か月   12か月</p> <p>6件で60か月 (5年)</p> <p>【法人】 H27.12.1~R2.12.31 の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。</p> <p>【個人】 H27年~R2年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。</p>

⇒ ①②③の書類はいずれも写しを提出。

⇒ 次ページに (2) の請負確認方法の参考例を記載します。

間隔が12か月を超えたため連続期間として認められない

【パターン1：請求書+入金確認】



8件で60か月（5年）

- 【法人】 H29. 3. 1～R5. 5. 30の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。
- 【個人】 H29年～R5年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。（期間経過等によって所得証明が発行されない場合は、確定申告書の内容を確認の上、事業主経験を認めます。）

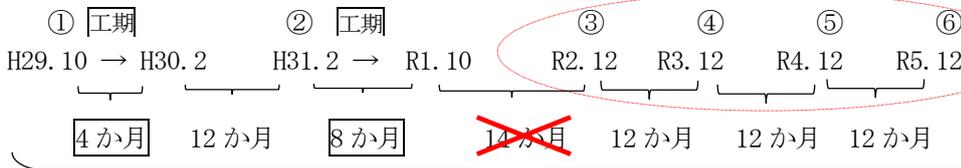
※計算の基準

- ①請求書+入金確認：請求書の発行月
- ②注文書+入金確認：注文書の発行月
- ③請書控+入金確認：請書の発行月
- ④契約書：契約月（工期併用可）
- ⑤注文書+請書：注文書の発行月又は請書の発行月（ただし、確認期間を通してどちらかに統一、工期併用可）

①～⑤を組み合わせることはできますが、同一工事を重複して用いることは認めません。  
 (認められない例)  
 ・注文書+初月の出来高の入金確認と同一請負の請求書+完了分の入金確認  
 ・契約書と当該請負の完了分の請求書+入金確認

【パターン2：契約期間を使う場合】

契約書、注文書+請書控による場合は、契約期間（工期）による計算を認めます。  
 ※契約期間を使う場合は、当面の間、事前にご相談ください。



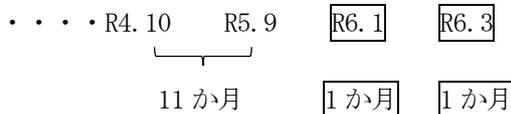
6件で60か月（5年）

経験期間確認は（例）請求書+入金確認（その2）と同様

請求書+入金確認等、契約書以外の資料でもOK

※個人事業主で、確定申告前の期間の実績を使う場合は、月1件ずつの確認とします。

（例）R5年まで確定申告済み



確定申告済み期間内の最終時点までを連続した期間として認定し、その後は月1件ずつの認定とします。

○なお、様式第7号の証明者が同一の場合、請負確認方法を混同する事はできません。

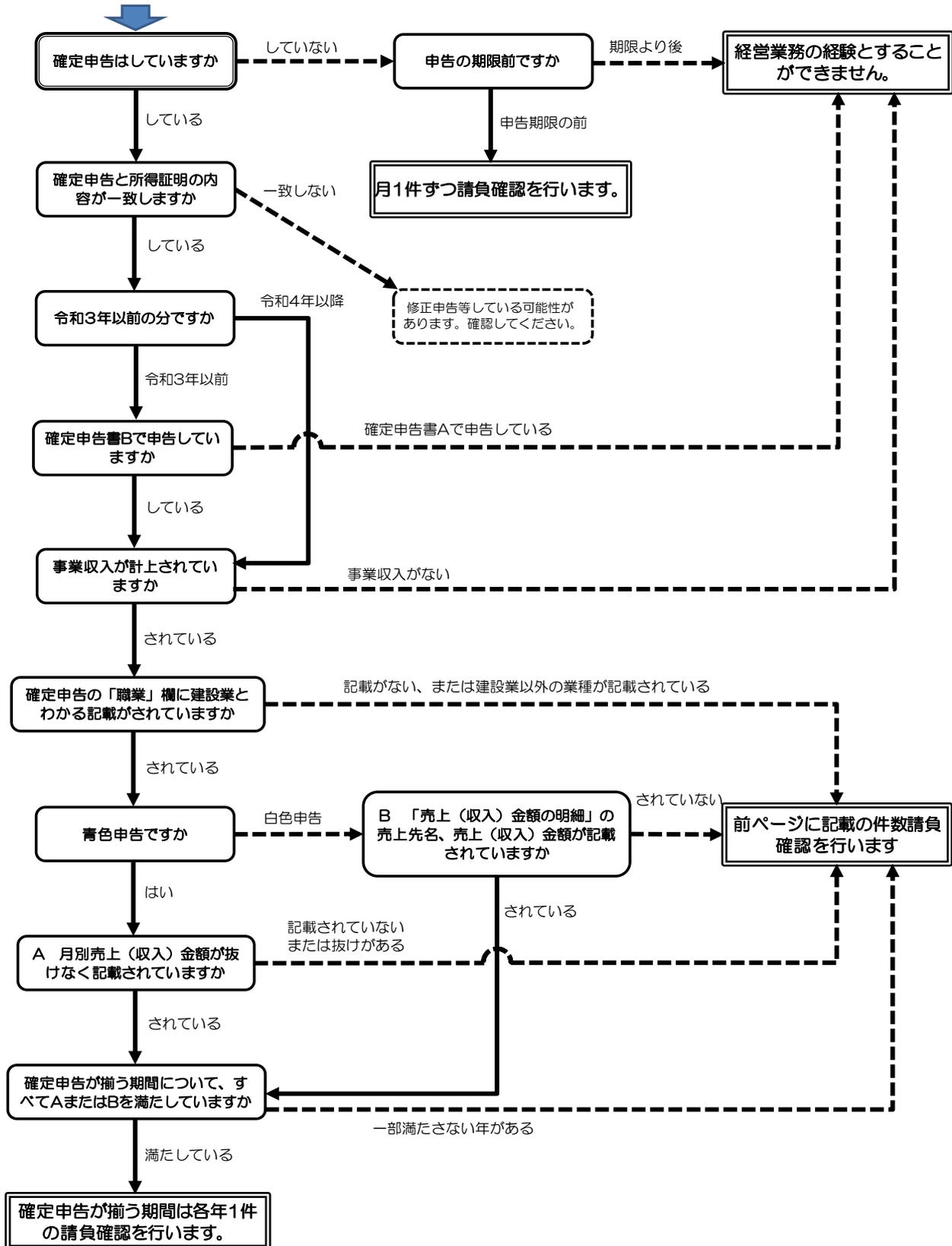
例えば、個人事業主としての経営経験において、①平成30年は年1件の請負確認を行い、②平成31年4月から令和5年2月までは12か月を超えないように請負確認を行うことといったような、異なる請負確認を行うことは不可となります。

ただし、証明者が異なる場合、例えば、個人事業主の経験と、法人役員としての経験で請負確認を行う場合、証明者がそれぞれ個人事業主と法人という異なる営業体となるため、個人事業主の経験は12か月を超えない請負確認を行い、法人の役員の経験は年1件の請負確認とすることが可能となります。

【参考】個人事業主の経営経験確認について

下の図の設問に答えていくと、必要な請負実績の件数が確認できます。

※年間を通じて建設業の営業をしていたと判断できない場合など、内容によっては追加の請負確認が必要になる場合があります。



項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。「写し」と記載されていないものは原本が必要です。)	提出 又は 提示	摘要
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者  (経営業務の管理責任者等)	常勤性の確認	<p><b>常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 (様式第7号、様式第7号の2(第一面)から(第四面)に記載の方)</b></p> <p>(1) 健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)【提示】</p> <p>(2) 勤務先が特定できない健康保険組合の健康保険被保険者証、適用除外承認を受けた国民健康保険被保険者証(建設国保等)、後期高齢者医療被保険者証などの場合は、これらの写しに加えて、以下の①～④のいずれか【提示】</p> <p style="text-align: center;"><b>①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。</b></p> <p>① 厚生年金標準報酬額決定通知書(70歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ)の写し</p> <p>② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し ※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。</p> <p>③ 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票の写し ※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。</p> <p>④ 雇用保険被保険者証の写し + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し(被保険者区分が「1」のものに限る) ※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。</p> <p>○ 出向者の場合は上記(1)または(2)に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料等)の写しの提示が必要です。 ※出向者が役員である等の理由で、出向契約書等を提示できない場合は、別途ご相談ください。</p> <p>○ 住所(居所)が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離(通勤時間がおおむね片道2時間以上)にあり、社会通念上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料(通勤定期券やETC記録等)を求めることがあります。</p>	<p>○</p> <p>個人事業主本人については必要ありませんが、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)及び専任技術者が事業主本人と異なる場合にはその方の常勤性の確認できる資料が必要となります。 ※健康保険被保険者証の写しを提示いただく際には、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。</p>
(専任技術者)  (様式第八号)	常勤性の確認	上記と同様	○
(主たる建物確認所)・従たる営業所		<p>営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)【提出】</p> <p>① 営業所の外観(建物の全景がわかるもの) ※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのも必要</p> <p>② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの</p> <p>③ 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)</p> <p>④ 建設業法第40条に規定する標識の写真(許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの) ・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載 ・写真を貼り付けた台紙(33,34ページに参考様式を掲載しています。)、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有※、賃貸借等)</p>	<p>○</p> <p>※自己所有とは法人の場合、法人所有のほか役員及び役員の同居親族の所有も含みます。 個人事業主の場合、事業主本人所有のほか、支配人所有並びに事業主及び支配人の同居親族の所有も含みます。</p>

参考様式

営業所の写真

営業所の名称	本店
建物の権利関係	賃貸借

(例: 自己

届出日から  
三ヶ月以内  
の日付

① 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

**注意点**

- ・ 建物一部しか写っていないものは差し替えが必要なことがあります。

② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

**注意点**

- ・ 入り口で営業所の名称(会社名等)が確認できない場合、差し替えが必要なことがあります。
- ・ 事務所がビル内等に所在する場合、欄外の※を確認してください。商号が確認できる写真が必要になります。

※事務所がビル内等に所在する場合は、建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのもも必要

③ 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースがわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

**注意点**

- ・ 来客対応用の応接室ではなく、事務スペースを撮影してください。

④ 建設業法第40条に規定する標識の写真

(許可がある場合のみ。掲示状況及び記載内容のわかるもの) 令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

**注意点**

- ・ 既に許可を取得している建設業者については、事務所に掲示した標識(いわゆる金看板等)を撮影してください。